バージョンアップ情報〔償却上手くんα〕

VERSION:26.012

日本ICS TIS INTEC Group

2026 年 11 月 16 日

●償却上手くんα VERSION:5.401
●償却上手くんαクラウド･償却上手くんαクラウド SE VERSION:5.401

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP･Vista･7･8.1･10 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ リース会計基準改正に対応

➢ 制度改正への対応

①下記の省令等に基づき、改正に伴う償却計算等に対応しました。

・令和 6 年 9 月 13 日公表の企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に対応。

・令和 7 年 3 月 31 日公布 官報号外第 71 号『新リース会計基準の公表に伴う会社計算規則の一部を改正する省令』（法務省令第 14 号）に対応。

・令和 7 年 3 月 31 日公布の法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 121 号）に対応。

➢ 主な改正内容

①リース会計基準の公表

令和 6 年 9 月に企業会計基準委員会より新リース会計基準が公表され、旧リース会計基準の内容が見直されました。

②借手の処理（リース期間定額法）の見直し

令和 9 年 4 月 1 日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとされました。

③リース期間定額法の見直しに伴う経過措置

リース期間定額法の見直しに伴い、経過リース資産については、その経過リース資産を有する法人の令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、リース期間定額法に代えて経過リース期間定額法を選定することができる経過措置が講じられました。

◆ 令和 9 年 4 月 1 日以後取得リース資産への対応

➢ 資産データ入力

・令和 9 年 4 月 1 日以後に取得したリース資産の計算・入力に対応しました。

・経過リース資産の計算や入力に対応しました。

・経過リース期間定額法への切り替えに対応しました。

◆ その他の改良を行いました。

※詳細は、次ページからの**“減価償却ｄｂ（VERSION: 5.401）の変更点”** を参照してください。

ご注意

●他のＩＣＳシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のＩＣＳシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

減価償却ｄｂ（VERSION:5.401）の変更点

改正概要

Ⅰ．リース会計基準改正の概要

1）制度改正への対応

下記の省令等に基づき、改正に伴う償却計算等に対応しました。

・令和６年９月 13 日公表の企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に対応。
・令和７年３月 31 日公布 官報号外第 71 号『新リース会計基準の公表に伴う会社計算規則の一部を改正する省令』（法務省令第 14 号）に対応。
・令和７年３月 31 日公布の法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第 121 号）に対応。

2）主な改正内容

1. リース会計基準の公表

令和６年９月に企業会計基準委員会より新リース会計基準が公表されました（※）。
旧リース会計基準からの主な見直しの内容は、以下のとおりです。

・借手については、これまでのオペレーティング・リース（賃貸借取引に準じた会計処理）とファイナンス・リース（売買取引に準じた会計処理）の区分を廃止し、使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとされました。
・貸手については、引き続きオペレーティング・リースとファイナンス・リースを区分することとし、その区分に応じた処理を行うこととされました。
なお、ファイナンス・リースの場合の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（第２法）による会計処理は、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったことを踏まえて、廃止することとされました。
・新リース会計基準は、令和９年４月１日以後に開始する事業年度の期首から適用することとされていますが、令和７年４月１日以後に開始する事業年度の期首からの早期適用も認めることとされました。

<table>
<tr><th rowspan="2">リースの区分</th><th colspan="2">借　手</th><th colspan="2">貸　手</th></tr>
<tr><th>旧リース会計基準</th><th>新リース会計基準</th><th>旧リース会計基準</th><th>新リース会計基準</th></tr>
<tr><td>ファイナンス・リース</td><td>売買取引に準じた会計処理</td><td rowspan="2">原則、全てのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上</td><td colspan="2">売買取引に準じた会計処理</td></tr>
<tr><td>オペレーティング・リース</td><td>賃貸借取引に準じた会計処理</td><td colspan="2">賃貸借取引に準じた会計処理</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">割賦基準の廃止</td></tr>
</table>

※監査対象法人以外の法人における取扱い
監査対象法人以外の法人（中小企業など）は、引き続き「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に沿った会計処理を行うこともできます。

2. 借手の処理（リース期間定額法）の見直し

令和９年４月１日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に１円（備忘価額）まで償却できることとされました（法令 48 の 2①六・④、61①二イ・ハ）。

また、リース期間定額法の見直しに伴い、所要の経過措置が講じられました。

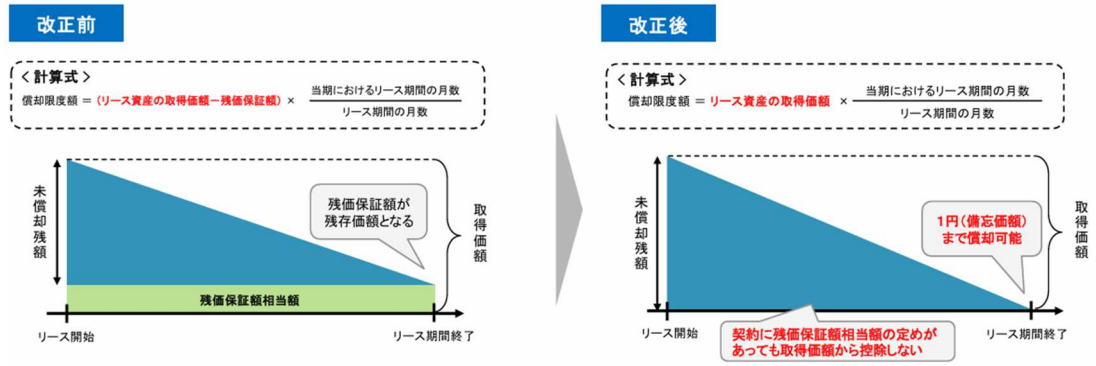

3. リース期間定額法の見直しに伴う経過措置

リース期間定額法の見直しに伴い、経過リース資産（※1）については、その経過リース資産を有する法人の令和７年４月１日以後に開始する事業年度において、リース期間定額法に代えて経過リース期間定額法（※2）を選定することができる経過措置が講じられました（改正法令附則 7②）。

ただし、この経過措置の適用を受けようとする法人が、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産のいずれかについて経過リース期間定額法を選定しない場合には、この経過措置の適用を受けることはできません（改正法令附則 7②）。

また、この経過措置の適用を受けようとする法人は、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度（令和９年３月 31 日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限ります。）に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（改正法令附則 7③、改正法規附則 2）。

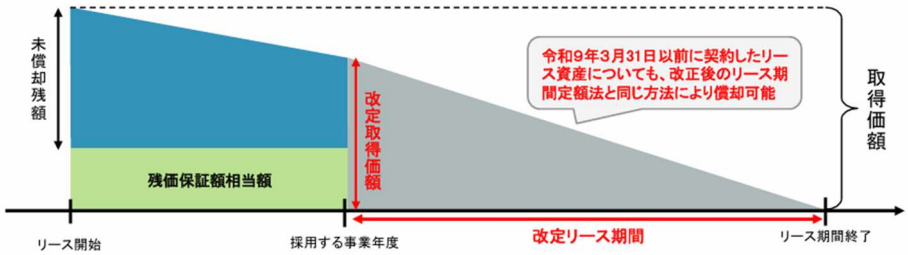

※1 経過リース資産とは、リース資産のうちそのリース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和９年３月 31 日以前に締結されたもの（その取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれているものに限ります。）をいいます（改正法令附則 7②）。

※2 経過リース期間定額法とは、経過リース資産の改定取得価額（※3）を改定リース期間（※4）の月数で除して計算した金額にその事業年度におけるその改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいいます（改正法令附則 7②）。

※3 改定取得価額とは、経過措置の適用を受ける経過リース資産のその適用を受ける最初の事業年度開始の時（その経過リース資産がその最初の事業年度開始の時後に事業の用に供したものである場合には、その事業の用に供した時）における取得価額（その最初の事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額で損金の額に算入された金額がある場合には、その金額を控除した金額）をいいます（改正法令附則 7④）。

※4 改定リース期間とは、経過措置の適用を受ける経過リース資産のリース期間のうちその適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間をいいます（改正法令附則 7④）。

その他の主な改正等については、下記の URL からご確認ください。
◎参考文献「国税庁：令和７年度法人税関係法令の改正の概要 １ 新リース会計基準に対応する改正」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2025/pdf/D.pdf

改正に伴うシステム変更

Ⅰ．マスターバージョンアップ

1）マスターバージョンアップ

①リース会計基準改正対応のため、マスターバージョンアップを行います。
マスターバージョンアップは、マスターの期間やロックの有無に関係なく、業務起動時に全マスターで行います。

※マスターバージョンアップ後のマスターは、未対応プログラムの環境（償却上手くんαを含む）に通信・移動は可能です。ただし、移動先の環境では、資産データ入力や計算書出力などは行えませんのでご注意ください。

②プログラム更新前に登録された令和９年４月１日以後取得リース資産は、業務起動時のマスターバージョンアップで改正後の計算を適用します。
残価保証額が入力されている場合は、マスターバージョンアップ時に残価保証額をクリアし、資産データを再計算します。

※計算の詳細は後述の「Ⅱ．令和９年４月１日以後取得リース資産への対応」をご確認ください。

Ⅱ．令和９年４月１日以後取得リース資産への対応

1）資産データ入力

①令和９年４月１日以後取得リース資産の計算・入力に対応しました。

《対象資産》

●以下の条件を満たす資産において、改正後の計算を適用します。
- 取得年月日：令和９年４月１日以後
- 償却方法：「リース」
- 償却区分：「リース定額」
- 特殊計算：「通常計算」

《計算》

●令和９年４月１日以後取得リース資産は、以下の計算式で普通償却限度額を計算します。
計算式：普通償却限度額 ＝ 取得価額 ×（償却月数／リース期間月数）

- 償却月数がリース残月数を上回る場合は、償却月数の代わりにリース残月数を使用します。
- 償却の最終年は、１円または数量分の備忘価額を残します。
普通償却限度額が「期首簿価－備忘価額」を上回る場合は、「期首簿価－備忘価額」を普通償却額とします。

《入力》

●改正後の計算では、残価保証額を控除しないこととなったため、「リース残価保証」は入力不可となります。

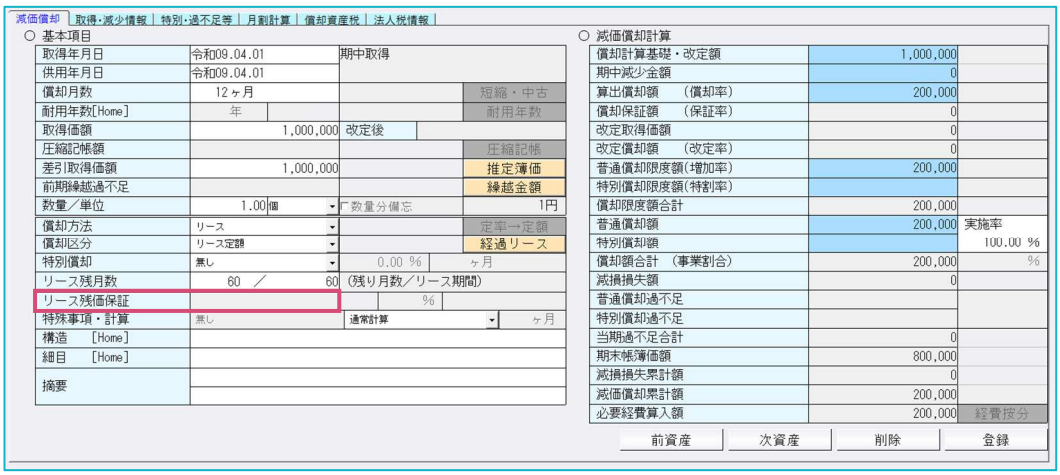

●令和９年４月１日以後取得リース資産でも、改正前の計算が行えるように「特殊事項・計算」に「令和９年改正前」の項目を追加しました。
「令和９年改正前」を選択することで、「リース残価保証」が入力可能となり、改正前の計算式で計算を行います。

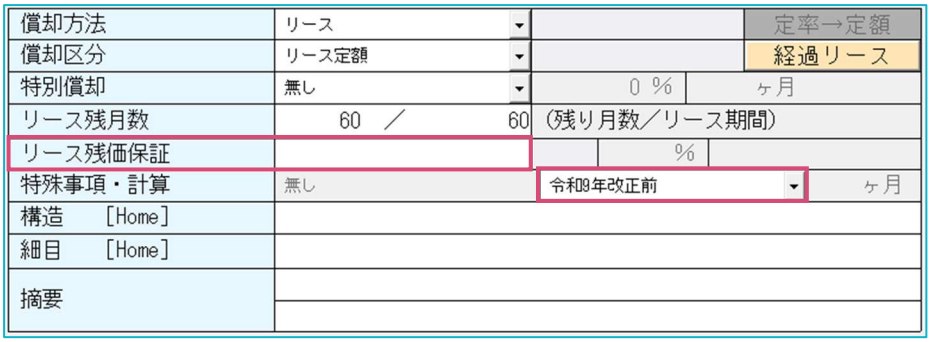

Ⅲ．経過リース資産への対応

1）資産データ入力

①経過リース資産の計算・入力に対応しました。

《対象資産》

●以下の条件を満たす資産において、経過リース期間定額法へ切り替えることができます。
・取得年月日：令和９年３月 31 日以前
・償却方法：「リース」
・償却区分：「リース定額」

《計算》

●経過リース期間定額法を適用している資産は、以下の計算式で普通償却限度額を計算します。
計算式：普通償却限度額 ＝（取得価額－採用前損金額）×（償却月数／リース期間月数）

・償却月数がリース残月数を上回る場合は、償却月数の代わりにリース残月数を使用します。
・償却の最終年は、１円または数量分の備忘価額を残します。
普通償却限度額が「期首簿価－備忘価額」を上回る場合は、「期首簿価－備忘価額」を普通償却額とします。

《入力》

●通常入力において、償却方法が「リース」の場合に、「23 年改正」ボタンを廃止し「経過リース」ボタンを表示します。（一覧入力では選択できません。）
「経過リース」ボタンから各項目の入力を行うことで、該当資産において、経過リース期間定額法を適用できます。

※操作方法は後述の「2）経過リース期間定額法への切替方法」をご確認ください。



2）経過リース期間定額法への切替方法

①経過リース期間定額法は、以下の方法で適用することができます。

⑴対象資産において、「経過リース」ボタンを選択すると、「経過リース期間定額法の適用」ダイアログが表示されます。



⑵上記ダイアログにて「経過リース期間定額法により償却する」のチェックを入れると、経過リース期間定額法へ切り替わり、各項目を入力できるようになります。
各項目には金額等が自動でセットされますが、手修正も可能となっています。



《項目内容》

項目	内容
経過リース期間定額法により償却する	経過リース期間定額法を適用するかを選択します。
変更した事業年度の事業期間	経過リース期間定額法を選択した事業年度の期首・期末を表示します。
変更した事業年度前に損金に算入した額	経過リース期間定額法を選択した事業年度より前に損金に算入した金額を表示します。
変更前のリース残価保証	経過リース期間定額法を選択する前に設定していた残価保証額を表示します。
変更前のリース期間	経過リース期間定額法を選択する前に設定していたリース期間月数を表示します。
変更後のリース期間（分母）	経過リース期間定額法選択後のリース期間月数（選択前のリース残月数）を表示します。
変更後のリース期間（分子）	経過リース期間定額法選択後のリース期間月数（選択前のリース残月数）を表示します。

⑶経過リース期間定額法の適用ダイアログで入力を行い、「OK」ボタンを選択することで、経過リース期間定額法が適用され、ダイアログで入力した内容が、資産データ入力に反映されます。



《項目内容》

項目	内容
採用前損金額	経過リース期間定額法の適用ダイアログの「変更した事業年度前に損金に算入した額」で入力した金額を表示します。 ※入力不可。（変更する場合はダイアログから行ってください。）
償却区分	「経過リース」と表示します。 ※その他の選択肢はありません。
リース残月数	経過リース期間定額法の適用ダイアログの「変更後のリース期間（分母／分子）」で入力した月数を表示します。 ※入力不可。（変更する場合は、「経過リース期間定額法の適用」ダイアログから行ってください。）
リース残価保証	経過リース期間定額法を適用している場合は、残価保証額の入力が行えなくなります。
「経過リース」ボタン	経過リース期間定額法の適用有無の変更や、各項目の内容を変更する場合は、こちらを選択すると、経過リース期間定額法の適用ダイアログが表示されます。

②経過リース期間定額法を解除する場合は、以下の方法で解除することができます。

⑴「経過リース」ボタンを選択すると、「経過リース期間定額法の適用」ダイアログが表示されます。

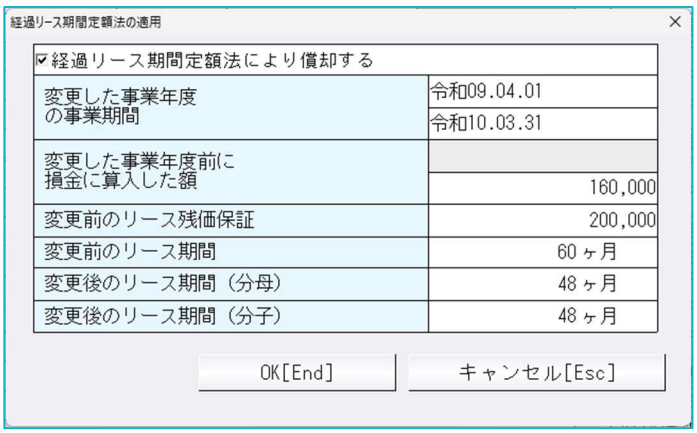

⑵上記ダイアログにて「経過リース期間定額法により償却する」のチェックを外すことで、経過リース期間定額法を解除できます。

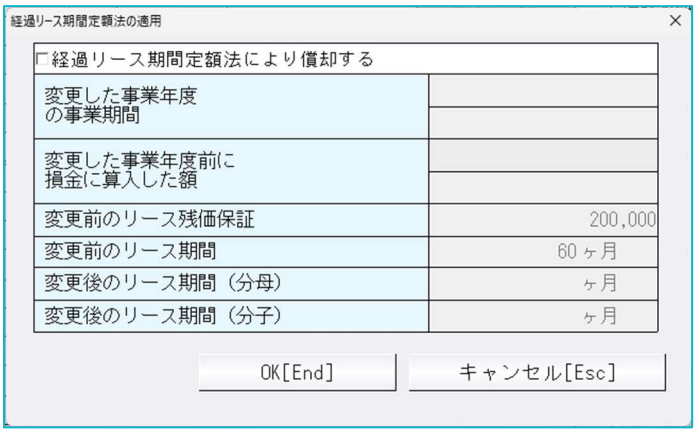

⑶経過リース期間定額法の適用ダイアログでチェックを外し、「OK」ボタンを選択することで、経過リース期間定額法が解除されます。

「OK」ボタンを選択すると、保持していた「変更前のリース残価保証」および「変更前のリース期間」が入力画面に復元され、令和９年改正前のリース期間定額法に戻ります。



Ⅳ. その他の対応

1）資産データ入力

①[F7 一括修正]の計算区分の選択肢に「経過リース」を追加しました。

一括修正後に期間等の変更が必要な場合は、通常入力で該当資産の「経過リース」ボタンから変更してください。

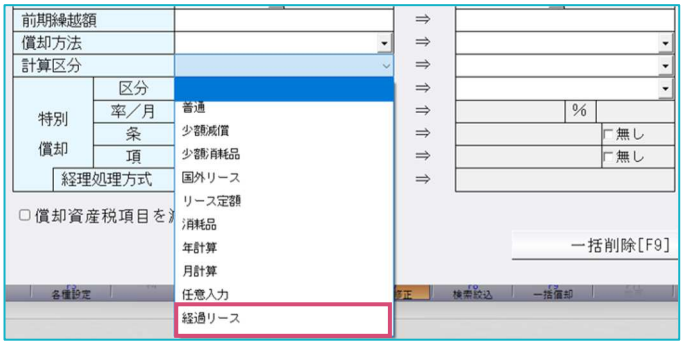

②[F8 検索絞込]の検索項目に、以下の項目を追加しました。
・リース：「経過リース」
・特殊計算：「9 年改正前」



定額法	NOT	□全て □旧定額 □定額 □生物 □無形 □営業権 □定率→定額
定率法	NOT	□全て □旧定率 □250% □200% □250%特例 □200%特例 □改定償却
リース	NOT	□全て □国外リース □リース定額 □経過リース
繰延資産	NOT	□全て □月計算 □年計算 □任意入力
少額資産	NOT	□全て □一括償却 □少額特例(減償) □少額特例(消耗) □10万未満(消耗)
特別償却	NOT	□全て □特別A □特別B □割増A □割増B □即時償却 □増加償却
経理処理方式	NOT	□全て □償却 □準備金

資本的支出	NOT	□全て □原則 □取得額加算 □期首合算 □翌期合算 □その他 □既存 □支出
特殊計算	NOT	□10年改正前 □19年改正前 □9年改正前 □合併資産 □相続資産 □堅牢な建物等
減損資産	NOT	□全て □前期前 □１回目 □２回目 減損年月日

2）減価償却計算書

①令和９年４月１日以後取得のリース資産、経過リース資産の出力に対応しました。
各対応の詳細は、以下のとおりです。

《令和９年４月１日以後取得のリース資産》
・現行の令和９年改正前のリース期間定額法と同様の出力となります。

《経過リース資産》
・摘要欄に償却方法として「経過リース」を出力します。

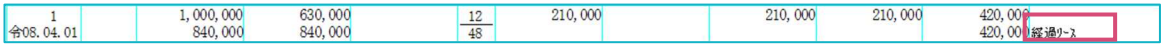

1 令08. 04. 01	1, 000, 000 840, 000	630, 000 840, 000	12 48	210, 000	210, 000	210, 000	420, 000 420, 000	経過リース

・採用前損金額については、旧リース期間定額法と同様に「圧縮記帳額」欄に表示します。

以上